

長野市道等境界確定協議実施要領

市道等境界確定協議に係る要領を次のように定める。

(目的)

第1 この要領は、長野市が管理する道路及び水路等の用地（以下「道水路等」という。）と民地との境界確定協議に係る取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、適正かつ迅速な境界確定協議の実施を図り、もって道水路等の適正な管理に資することを目的とする。

(境界確定協議の基本的事項)

- 第2 この要領に基づき境界確定協議を行う道水路等は、道路法に基づく市道、長野市法定外公共物の管理に関する条例に基づき管理する認定外道路又は水路敷地、長野市準用河川条例に基づき管理する河川及びその他官有地のうち監理課長が必要と認める土地（以下「市道等」という。）とする。
- 2 境界確定協議の対象となる土地（以下「対象地」という。）は、申請地、確定する官民境界線に接する隣接地及び申請地に相対する対側地とする。ただし、別紙1の基準に該当する場合には、対側地を対象地としない、いわゆる片決めをすることができる。
- 3 境界確定協議は、申請者、対象地の所有者、若しくは対象地の管理・処分の権限を有する者（以下「土地所有者等」という。）及び長野市が、公図等の資料に基づき原則として筆界（不動産登記法第123条）の位置及び形状を確認し、承諾をすることによって確定する。
- 4 境界確定協議の主催者は、申請者とし、必要な資料、情報の提供は、申請者が行わなければならない。
- 5 確定した境界についての異議申し立ては、認められない。ただし、監理課での事務決裁前において、土地所有者等に要素の錯誤があった場合、又は新たな証拠が発見された等、監理課長が特に必要と認める場合においては、再協議を行うことができる。

(申請)

第3 境界確定協議の申請者は、「市道等境界確定協議申請書」（様式第1号）に次の関係資料を併せて申請しなければならない。

- (1) 申請地及び隣接土地等の登記事項要約書
- (2) 公図写し（法務局発行のもの）
- (3) 対象地に登記された地積測量図
- (4) 申請地案内図
- (5) その他資料

2 出席者は、土地所有者等又は土地所有者等が選任した代理人、並びに対象地に水路がある場合には水利権者とする。

- 3 申請者が、第1項に規定する申請をしようとするときは、土地家屋調査士又は測量士の資格を有する者（以下「調査士等」という。）を申請者代理人として選任することができる。
- 4 申請者又は申請者代理人（以下、「申請者等」という。）は、特別の事情がある場合を除き、仮杭を設置し、仮杭図を作成の上、事前に監理課長宛てに提出するものとする。

（協議の方法）

- 第4 境界確定協議の方法は、一般協議、事後協議、確定証明協議のいずれかにより行うものとする。
- 2 申請者等は、事後協議又は確定証明協議による場合は、関係資料を提出の上、事前に実施の可否について監理課長と協議しなければならない。
 - 3 前項の協議を受けて、監理課長は、協議の方法を変更することができる。

（一般協議）

- 第5 一般協議は、事後協議、確定証明協議以外のものとし、現地において出席者と立会いを行い、境界の確認・承諾を得るものとする。
- 2 申請者等は、監理課から立会日程の連絡を受けた後に、出席者に日程を通知し、日程の変更、都合による欠席が生じた場合は、速やかに監理課長へ連絡しなければならない。
 - 3 申請者等は、立会いが成立した場合は、第9の規定に基づき「同意書」（様式第2号）、「確認書」（様式第2-2号）及び「境界確定図」（作成例あり）を提出しなければならない。

（事後協議）

- 第6 事後協議は、第8の規定に該当し協議の内容が軽微であると監理課長が認めた場合に実施する。
- 2 申請者等は、仮杭図を監理課長に提出し、内諾を得なければならない。
 - 3 監理課長は、前項の内諾をする場合には、内容を精査し必要に応じて修正を求めることができる。
 - 4 申請者等は、第2項の内諾を得た場合は、出席者に対し現地立会いを実施し、第9の規定に基づき「同意書」、「確認書」及び「境界確定図」を提出しなければならない。
なお、協議内容に変更が生じた場合は、これを監理課長に報告し再度内諾を得なければならない。
 - 5 監理課長は、「同意書」、「確認書」及び「境界確定図」が提出された後、現場でこれに基づき境界標を確認しなければならない。

（確定証明協議）

- 第7 確定証明協議は、第8の規定に該当するもののうち、過去に境界確定協議が

行われていないが、現地立会いが必要ないと認められるものについて、確定証明書の交付を行うものとする。

- 2 申請者等は、法務局所管の登記資料、又は監理課所管の資料に基づき現地測量を行い、境界確定図及び関係資料を、境界確定証明願2通に添えて提出しなければならない。

(事後協議、確定証明協議の対象となる市道等)

- 第8 事後協議、確定証明協議の対象となる市道等は、長野市が施工した市道水路改良・新設工事、都市計画法に基づく新設市道等・開発市道等、土地区画整理法に基づく市道等、新たに登記・換地処分により官民境界が創設された場合、又は過去に境界確定協議が実施されている場合で、境界確定図・地積測量図・既存境界標により境界の復元又は確認が可能なものとする。

(協議の成立)

- 第9 申請者等は、一般協議又は事後協議で境界確定協議を実施し、必要な境界の確認及び承諾が得られた場合は、「境界確定協議同意書」(様式第2号)及び「確認書」(様式第2-2号)(以下、「同意書等」という。)に出席者の署名押印を受け、作成した境界確定図及びその他市長が必要と認める書類(以下、「境界確定図等」という。)を併せて、境界確定協議の実施日(複数回の実施にあっては、最終の実施日)から1箇月以内に監理課長へ提出するものとする。

なお、境界確定図には、座標値及び引照点を記載するものとする。

- 2 申請者が個人・法人・区長で、土地所有者等でない場合及び行政機関で、道路・河川等管理地を含む国有地・県有地・市有地と、道水路等との境界(管理界を含む)を確認するのでない場合には、同意書への署名押印を要しない。また、申請者が個人又は法人で、土地の所有権を取得しているが、立会日時時点で登記を備えていない場合には、旧所有者(登記名義人)と新所有者双方の署名押印を要するものとする。
- 3 同意書への署名は、出席者本人の自署により行うものとし、都合により土地所有者等が選任した代理人が出席した場合には、「代理人選任届」(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、特別の事情により土地所有者等が代理人選任届を提出できない場合は、この限りでない。
- 4 相続の場合で、代理人選任届を提出できないときは、同意書に出席者自らが相続人代表である旨の記載を行わなければならない。
- 5 同意書への押印は、個人の場合は、認印も可とし、法人の場合は、原則として代表者印とする。
- 6 事後協議の場合及び都合により土地所有者等が代理人を選任せずに、立会いを欠席した場合には、申請者等は、その責任において土地所有者等に十分な説明を行い、境界の確認及び承諾を得てから同意書への署名・押印を求めなければならない。また、土地所有者等による確定した境界についての異議申し立てがあった場合には、申請者等が、長野市に対して責任を負うものとする。

7 申請者等は、境界確定図の写しを土地所有者等に配布することができる。

(境界確定協議の期限)

第10 次の各号のいずれかに該当する場合は、境界確定協議を終了することができる。

(1) 監理課長が、申請者等に、境界確定図等の提出を催告するもさらに2箇月以内に境界確定図等が提出されない場合

(2) 監理課長が、申請者等から、諸般の状況を聞き取りした後、境界確定協議が成立する見込みがないと判断した場合

2 前項の催告は、境界確定図等の提出期限を経過後、催告通知書により申請者等に通知するものとする。

3 第1項の規定により境界を確定しないこと(以下、「不調」という。)となった場合には、境界確定不調通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。また、申請者等は、不調となった旨を出席者及び土地所有者等に報告しなければならない。

(境界確定協議の取下げ)

第11 監理課長は、申請者等から境界確定協議の実施前に申請を取り下げる旨の意思表示があったときは、境界確定協議の実施を中止するものとする。

(立会手数料)

第12 長野市手数料条例(以下「条例」という。)第2条第4号に基づく立会手数料は、条例第5条第1項第4号の規定により、境界立会手数料免除団体一覧表(別表1)に掲げる団体からの申請による境界確定協議については、徴収しない。

2 条例第5条第1項第4号の規定により、事後協議については、立会手数料を徴収しない。

3 土地所有者等及び出席者が、確認・承諾せず一般協議が不成立となった場合には、立会手数料を筆数の単価とする。

(協議記録の公開・開示)

第13 境界確定図以外の境界確定協議記録は、長野市情報公開条例、個人情報の保護に関する法律により公開、開示される。

2 監理課長は、境界確定協議において必要があるとき及び業務上必要とする土地家屋調査士からの求めがあったときは、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づいて、記録個人情報の本人から開示の同意を得た上で、同意書等及び代理人選任届を開示することができる。

3 監理課長が境界確定協議において必要があつて開示するに際しては、記録個人情報の本人以外の個人及び法人の氏名及び名称、住所、印影部分を開示しない(個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号及び第3号)など、情報

公開条例第3条、個人情報の保護に関する法律第5条の趣旨に十分留意しなければならない。

- 4 同意書等及び代理人選任届の開示を受けた土地家屋調査士は、開示された情報を土地家屋調査士法第3条に規定された業務の目的以外に使用してはならない。

(境界標の保全管理)

第14 境界確定協議により設置された境界標は、民法第229条に基づき、市及び土地所有者等の共有物とみなし、相互で保全管理しなければならない。

2 境界標を破損、撤去した場合は、その原因者が全責任を負うものとする。

3 道路法の規定に基づく占用工事、その他の道水路工事及び市道等の隣接地において他者が行うその他の工事（以下「工事等」という。）を施工する場合は、あらかじめ境界確定成果を確認の上、工事等の完了後は、境界確定図の精度に応じた適切な方法により境界標の復元を行わなければならない。

4 監理課長は、故意に境界標を移動、毀損、除去したと認められる場合や、前項の復元を行わない場合で悪質な事例においては、刑法第261条又は第262条の2に基づく処罰を求めることができる。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

この内規は、平成23年7月1日から施行する。

この内規は、平成23年12月1日から施行する。

この内規は、平成24年5月1日から施行する。

この内規は、平成24年6月1日から施行する。

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和元年12月2日から施行する。

この要領は、令和2年8月28日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年12月2日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。